

「公会堂条例等の一部改正」の概要

1 改正目的

泉公会堂に、平成20年4月1日から、指定管理者制度及び利用料金制を導入するため、下記の条例改正を行います。

2 改正内容

(1) 「公会堂条例」の一部改正（改正条例第1条）

泉公会堂の使用料規定を削除します。

(2) 「公会堂条例の一部を改正する条例」（【参考】参照）（改正条例第2条）

- ①指定管理者制度及び利用料金制の対象施設に、泉公会堂を追加します。
- ②泉公会堂に係る規定の施行日を平成20年4月1日に定めます。

【参考】「公会堂条例の一部を改正する条例」について

1 議案上程

平成19年第2回市会定例会において議決

2 主な改正内容

- ①瀬谷区総合庁舎再整備事業（PFI）にともない瀬谷公会堂を一旦廃止します。
- ②新たに瀬谷公会堂を設置し、指定管理者制度・利用料金制を導入します。

3 施行日

規則で定める日から施行します。

- ・瀬谷公会堂の廃止については、平成21年3月頃施行予定です。
- ・新しい瀬谷公会堂の設置、指定管理者制度等の導入については、平成23年3月頃施行予定です。